

入会金及び年会費に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）が定める会員規程（以下「会員規程」という。）の第5条により、入会金並びに年会費に関する必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 埼環協に入会しようとする者は、別表1及び別表2に記載された入会金を納入するものとする。

(会費)

第3条 正会員及び賛助会員は、別表1に記載された会費を納入するものとする。
2 事業年度の第四半期に入会した正会員及び賛助会員は、別表2に記載された会費を納入するものとする。

(納入期限)

第4条 正会員及び賛助会員は、事業年度開始から三ヶ月以内に会費を納入しなければならない。ただし、事業年度途中で入会した会員及び賛助会員は、入会后直ちに会費を納入しなければならない。

(入会金及び会費の改定)

第5条 入会金及び会費の改定は、理事会の決議を経て総会で承認を受けるものとする。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

附則

- 1 この細則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 細則変更履歴
2025年5月30日 年会費変更

別表 1 通常の会費の場合

会員の種類	入会金	会費（年額）
正会員	10,000	<u>70,000</u>
賛助会員	10,000	<u>70,000</u>

別表 2 第四半期に入会した場合（第 3 条第 2 項関係）

会員の種類	入会金	会費（年額）
正会員	10,000	40,000
賛助会員	10,000	40,000